

神社における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

令和四年十二月八日改定

このガイドラインは、神社における状況を想定し、感染拡大防止のための対応として示すものです。各神社の実情に応じて対策を具体化され、可能な限り実施願ひます。

尚、今後の感染状況の変化や政府の対処方針等の変更により、内容の見直しを行ふ場合があります。

一、基本的対処事項

- ①密閉（換気の悪い密閉空間）、密集（人の密集）、密接（互ひに手を伸ばせば届く距離での会話や発声）の所謂「三密」を避け、対人距離を最低一メートル確保し、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないやうにする。
- ②手水舎や賽銭箱前、授与所周辺、おみくじ・絵馬掛け、トイレ、祈祷所への昇降口等、多くの参拝者等が同時に利用する場所での感染防止策を行ふ。
- ③主な感染経路である飛沫感染と接触感染について、職員及び助勢者のほか、参拝者等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行ひ、対策を講じる。
- ④他者と共に用する物品やドアノブ等、手が触れる場所を特定し、接触の頻度を把握する。高頻度接触部位（机、椅子の取っ手、ドアノブ、電気スイッチ、電話、タブレット、キーボード、タッチパネル、蛇口、エレベータのボタン、自販機等）は特に注意する。

二、共通する具体的な対応策

① 「三密」状態の回避

- ・対人距離（最低一メートル）を確保するやう努める。掲示やアナウンスを行ふとともに、足型等の目印を付し、参拝者の整理を行う。

※但し、賽銭箱前等屋外で且つ大声の会話がなければ、飛沫感染のリスクは低いので、マスクの着用を呼びかけた上で、現場の判断により距離を短くすることも可とする。

- ・一方通行の実施、臨時の賽銭箱を複数設置、電話等による事前受付の呼びかけ、待合所等への入室数の制限等、混雑を防ぐ工夫をする。

- ・参拝前後の密を回避する為、神社までの道順を複数案内する等、混雑を避けた参拝を呼びかける。

② 換気の徹底

- ・空調は外気導入に設定し、一定時間ごとに各施設の窓を二箇所以上開け、換気する。

③ 飛沫の防止、会話・接触の機会の削減

- ・職員・助勢者・参拝者等に、大声での会話を控へ、マスクを着用するやう呼びかける。
- ・受付や授与所等で参拝者等と対面する場合、アクリル板や透明ビニールカーテン等で遮蔽する。
- ・参拝者等への口頭説明を文書や看板、映像等で代替する。
- ・撤下品や祈祷札等を授与する際の接触をできるだけ避けるやう、工夫する。

④ 参拝者への手指消毒の呼びかけ

- ・消毒液を設置し、手水の「柄杓」や賽銭箱の「鈴緒」を使ふ、おみくじを引く、授与品に触れる、受付票を書く等に際し、参拝者に手指の消毒を呼びかける。

※消毒用薬剤（アルコール等）は、場所に応じて最適なものを用ゐる。アルコールは火気により引火し易いため、設置や保管場所に注意する。

⑤手指が触れる箇所や共用する物品の削減、消毒

- ・授与品の陳列（ショーケースに入れる等）や頒布（見本を額縁等に表示し希望を受けて頒布する等）の方法を工夫する、扉を開放状態にするか職員が開閉する等、不特定多数の者が触れないやうに、また、手が触れる箇所や頻度を減らすやうにする。

・複数の人の手が触れる箇所や物品を定期的に消毒する。消毒が困難なものは、撤去することも考慮する。

（例）手水の「柄杓」を撤去し流水を用ゐる、手水の共用手拭ひやタオルを撤去する、賽銭箱の「鈴緒」を一時的に使用出来ないやうにする等。

- ・「玉串」「かはらけ」を使用する場合、参拝者に手指の消毒を呼びかける。

⑥職員・助勢者等の対応

・職員・助勢者に毎日、体温測定や健康チェックを行ふやう勧奨し、発熱等体調が優れない時は、自宅待機とし、抗原検査キットを利用するなど自主検査を行ふ。

・万一、感染が疑はれる者が発生した場合、速やかに別室に隔離し、対応する者はマスクや手袋の着用等、出来得る感染予防策を講じた上で対応するとともに、かかりつけ医など身近な医療機関や自治体の相談窓口に連絡して指示を受ける。

・装束（笏、鳥帽子を含む）や衣服は共用を避け、こまめに消毒・洗浄する。
・感染源ともなり得る賽銭等の取扱ひに十分注意（ゴム手袋の着用等）し、授与所等では初穂料の取扱ひに注意（コイントレーの使用等）する。

・万一、感染者が発生した場合に備へ、個人情報の取扱に注意しながら、参拝者の受付票を適正に管理する。

・控室や休憩室等では、同時に使用する人数を減らし、対面での食事や会話をしない。使用後の備品の消毒を呼びかける。

・宿直や参籠等、やむを得ず複数人が同室に宿泊する場合、一定の距離（最低一メートル）を保ち、且つ衝立等で間仕切りをしたり、隣り合ふ寝床の頭・足の位置を互ひ違ひにする等工夫する。

⑦神門・境内入り口等における対応

- ・マスク着用等の感染防止策を参拝者自身が行ふやう呼び掛ける看板の設置や貼紙を行ふ。
- ・掲示等により、発熱、咳、かぜ症状のある人には参拝を控へるやう呼びかける。
- ・露店等で購入した飲食物は持ち帰ることを原則とし、食べ歩きは控へるやう呼びかける。

三、祭祀について

- ・本庁作成の啓発ポスターやチラシ等も活用し、感染症対策を実施しながら祭りを斎行する。
- ・祭典では、挨拶等の短縮等、祭りの本義を損はない範囲での工夫をする。
- ・神賑行事は、関係者や協力団体等と十分協議し、合意を得た上で斎行する。
- ・神輿や山車では、事情によつては、時間や経路の短縮、又は省略等を行ふ。
- ・獅子舞や神楽では、事前の稽古においても、感染症対策を十分に行ふ。
- ・直会では、参加人数、滞在時間に留意し、対面を避ける着席（横並び着席等）を考慮し、参会者が一堂に会するリスクを回避するため、料理の持ち帰りも検討する。

四、神宮大麻曆の頒布活動における戸別訪問について

本庁作成の頒布奉仕者向けリーフレット等を活用し、頒布奉仕者は感染症対策を十分理解の上、マスク着用・手指消毒を行ふ。

- ・戸別訪問に際しては、なるべく対面時間を短くするやう配慮する。
- ・感染症対策を尽くした上でも訪問を拒否される場合、社頭で受けて戴くやう案内する。
- ・万一、感染が判明した場合に備へ、日毎の訪問先を記録する。

神社によつては、本ガイドラインに示してゐる対策を行ふことが困難な場合も想定されますが、マスク着用の徹底や会話の制限、こまめな換気と消毒によつて、感染リスクを格段に低く抑へることができるとの専門家の意見もありますので、社頭の状況に応じて適宜判断の上、対応して下さい。

以上